

特別支援学校医療的ケア指導医設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則（昭和63年川崎市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び平成17年3月3日付け16川教庶第1274号教育長通知別紙「川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領」に基づき、医療的ケアに係わる特別支援学校指導医（以下「特別支援学校指導医」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 特別支援学校指導医は、次の号に掲げる職務に従事する。

- (1)医療的ケアを必要とする児童・生徒の診療及び健康管理に関すること。
- (2)看護師への指示に関すること。
- (3)教職員及び保護者への助言・指導に関すること。
- (4)月1回開催される川崎市医療的ケア運営会議専門部会及び田島支援学校医療的ケア校内委員会への出席と医療的ケアにおける指導・助言に関すること。

(任用)

第3条 特別支援学校指導医は、その職を必要とする指導課長が選考又は特別支援学校医療的ケア専門医の推薦により、庶務課長の合議を経て総務部長の決裁を受けなければならない。

- (1)前条に掲げられる職務の遂行能力があると認められる者。
- (2)医師免許を有する者。

2 特別支援学校指導医の任期は、原則として1年以内とする。

(定数)

第4条 特別支援学校指導医の定数は、1名とする。

(身分)

第5条 特別支援学校指導医の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤とする。

(退職)

第6条 特別支援学校指導医は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1)任用期間が満了した日
- (2)退職を願い出て承認があった日
- (3)死亡したとき

(守秘義務)

第7条 特別支援学校指導医は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務日)

第8条 特別支援学校指導医の勤務日は、指導課長が定める。

(報酬)

第9条 特別支援学校指導医には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、1回につき18,900円とする。

3 第2種報酬の額は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領第15条第3項及び第4項に定めるところによる。

4 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、正規職員の例による。

(公務災害等の補償)

第10条 特別支援学校指導医の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

(定めのない事項)

第11条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。